

報告第 19 号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 11 月 27 日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、専決処分する。

１ 相手方

２ 事故の概要

平成２５年４月２６日（金）午後１時１０分頃、北本市立西小学校コンピューター室前の廊下において、相手方が雑巾がけをしていたところ、転倒し口を打ち付け、前歯を破折等したもの

３ 損害賠償の額

１５４，０００円

令和６年１０月８日

北本市長 三 宮 幸 雄